

増殖放流呈示量について

【参考：令和3年度】

令和4年増殖放流呈示量決定までの流れ

- ・現行では、2年で増殖放流呈示量を見直している。
- ・令和4年は、見直しの年にあたることから、検討が必要となる。

第1回～3回の漁場管理委員会で検討



第3回の漁場管理委員会で決定



各漁業協同組合に呈示

【案】

- ・前回の見直しから2年が経過
- ・漁業権切替により、漁場範囲等大きく変動

切替に伴う
見直しが必要

しかし、各漁協、令和6年放流用種苗は発注済み

- ・令和6年増殖呈示量は例年どおり見直し
- ・令和7年増殖呈示量は切替に伴う影響も考慮して見直し

令和6年増殖呈示量決定までの流れ

過去の呈示量の考え方を踏襲し、
免許申請時に提出された各漁協の増殖計画をもとに決定

第3回～5回の漁場管理委員会で検討



第5回の漁場管理委員会で決定

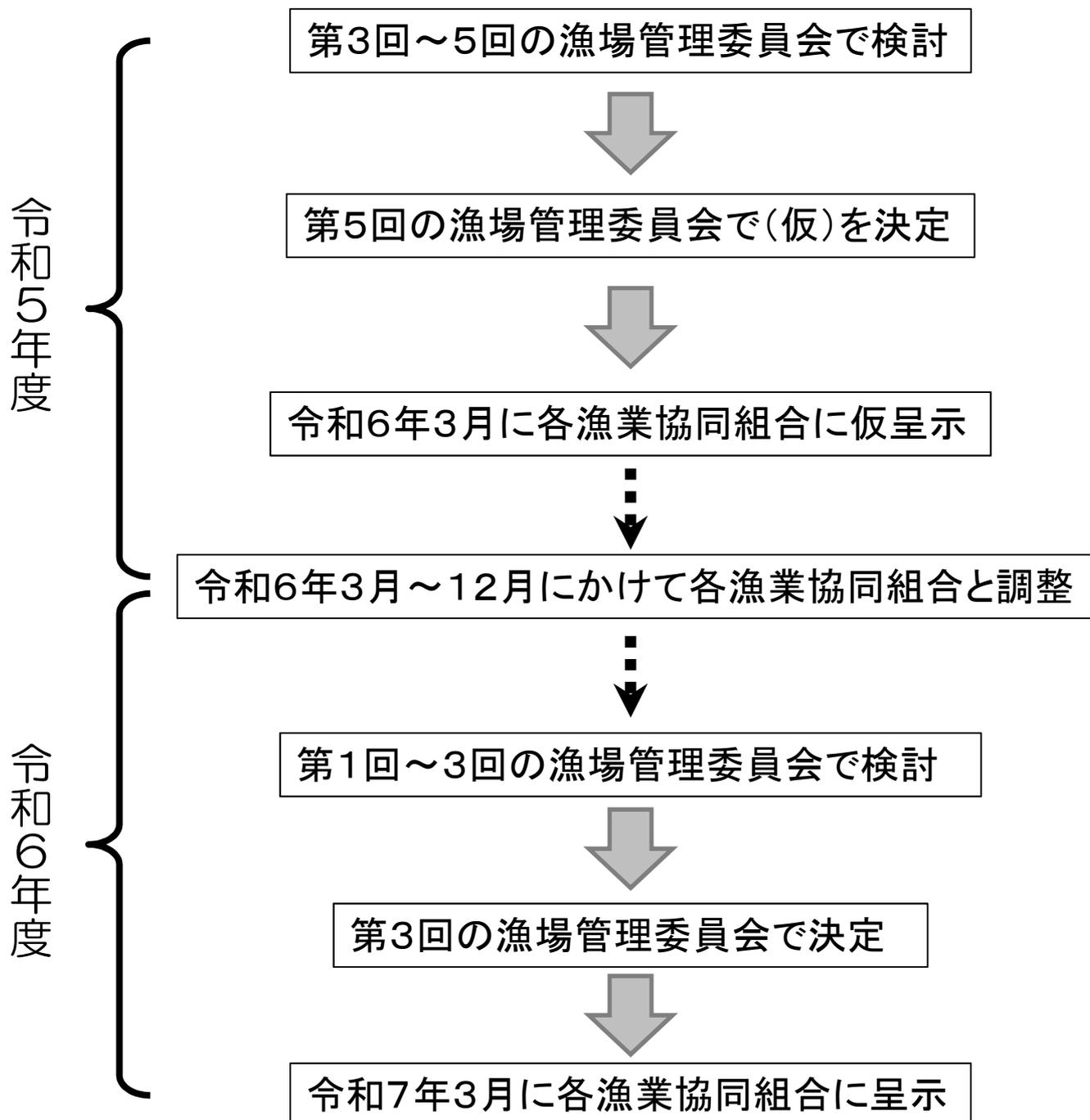


令和6年3月に各漁業協同組合に呈示

【案】

令和7年増殖呈示量決定までの流れ

過去の呈示量の考え方を踏襲しつつ見直しを行い、漁協と調整しながら2年かけて呈示量を決定



令和6年増殖放流呈示量について（案）

1 趣旨

第五種共同漁業権では、漁業法第168条により免許を受けた漁業協同組合に漁業種類として漁場計画に記載された魚種（漁業権対象魚種）の増殖を行うことが義務づけられている。

令和6年は増殖放流呈示量の見直し時期にあたるため、令和6年3月に各漁業協同組合に提示する前に、内水面漁場管理委員会で熟慮した上で決定したい。

2 呈示量の計算

令和4年及び令和5年の2年間の増殖量の平均の50%以上を呈示量とする。なお、呈示量を満たしていないものについては、呈示した2倍量を放流したものと呈示量を算出することとする。また、近年は、漁協の経営状況の変動が大きいため、2年ごとに呈示量を見直しているが、漁業権の切替があったことから令和7年度にもう一度見直しを行う。

3 呈示量の未達成の取扱い

呈示量を満たしていない漁協の水産動物については、漁場全般において長期的な影響を及ぼす災害や事故の発生、生産事情により種苗の入手が困難等の理由から内水面漁場委員会でやむを得ないと判断した場合を除き、文書等による指導を実施する。

4 増殖方法別の留意事項

(1) 放流種苗（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）

放流種苗は魚病の侵入の防止および水産動物の遺伝資源の保全のため、できる限り在来（群馬県）の系統を放流するものとする。

ウナギについては、放流種苗に異種ウナギ（ビガーラ種やロストラータ種等）が混入しているとニホンウナギに悪影響を与える可能性があることから、異種ウナギが放流されることのないように十分注意する。

また、ドジョウについても、外来種（カラドジョウ）が混入していると在来種に悪影響を与える可能性があることから、カラドジョウの混入に十分注意する。

なお、親魚放流を行う場合は、雌親魚1尾の損失が増殖効果を著しく低下させることから、水産試験場の技術指導を必ず受けること。

(2) 人工産卵床

人工産卵床の増殖効果を上げるためには造成場所の選定や造成方法が重要であり、親魚や他魚種の生息状況や造成場所の環境条件によっては期待した効果を得られない可能性もあることから、人工産卵床を造成する場合には水産試験場の技術指導を受けること。また、人工産卵床造成後も管理を継続して行い、造成場所や産卵行動の有無等の記録を必ず残すこと。

5 各水産動物の呈示方法及び換算

(1) アユ

ア 水産動物 アユ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・稚魚（魚体重 20g 未満）と成魚（魚体重 20g 以上）の放流を増殖方法とし重量(kg)で呈示を行う

(2) マス類

ア 水産動物 マス類（ヤマメ、イワナ、ニジマス等）

イ 増殖方法 種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成を増殖方法とし、稚魚尾数（尾）で呈示を行う
- ・成魚（kg）で放流した場合については、水産庁研究報告書「地域の状況を踏まえた効果的な増殖手法開発事業研究報告書」を参考に、以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{成魚 (1kg)} = \text{稚魚 (375 尾)}$$

- ・ヤマメの親魚放流用に親魚（kg）を放流した場合については、成魚（kg）と同様に以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{親魚 (1kg)} = \text{稚魚 (375 尾)}$$

- ・ヤマメ、イワナを発眼卵で放流した場合については以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{発眼卵 (10 粒)} = \text{稚魚 (1 尾)}$$

- ・人工産卵床造成については、水産庁発行「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により換算する。

$$\text{人工産卵床 (4 m}^2\text{)} = \text{1 か所}$$

(3) コイ

ア 水産動物 コイ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流によりコイヘルペスウイルス病まん延が拡大する可能性があるため、種苗放流は自粛を引き続き継続して要請するため、呈示は行わない
- ・増殖を希望する場合は、人工産卵床の造成による増殖方法が確立されているため、人工産卵床の造成について技術指導することが可能だが、呈示量としては示さない

(4) フナ

ア 水産動物 フナ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・人工産卵床造成については、水産庁発行「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により重量(kg)に換算する

$$\text{人工産卵床 (1 m}^2\text{)} = \text{重量 (1.9kg)}$$

(5) ウグイ

ア 水産動物 ウグイ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈示を行う

$$\text{人工産卵床 (4 m}^2\text{)} = 1 \text{ か所}$$

(6) オイカワ

ア 水産動物 オイカワ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈示を行う

$$\text{人工産卵床 (4 m}^2\text{)} = 1 \text{ か所}$$

(7) ウナギ

ア 水産動物 ウナギ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・~~なお、シラスウナギ資源の減少等により種苗の入手が困難な際は、適当な呈示方法について検討する~~

(8) ドジョウ

ア 水産動物 ドジョウ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

(9) ワカサギ

ア 水産動物 ワカサギ

イ 増殖方法 卵放流

ウ 考え方

- ・卵数(粒)で呈示を行う
- ・筒型ふ化器を用いた方法は、従来のシュロ枠を用いた方法に比べてふ化率が大幅に高いことが群馬県水産試験場の研究成果から明らかになっている(筒型ふ化器: 87.3%、シュロ枠: 14.6%)
- ・研究成果を踏まえ、筒型ふ化器を用いてふ化がほぼ確実に行われた場合については、放流量の6倍の卵が放流されたものと換算する

(10) カジカ

ア 水産動物 カジカ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈示を行う

人工産卵床(10個) = 1か所

(11) モツゴ

ア 水産動物 モツゴ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

(12) ナマズ

ア 水産動物 ナマズ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

6 漁場別の呈示量

共第9号漁場

~~・共第9号漁場は群馬漁協・両毛漁協に免許されている~~

~~・群馬漁協・両毛漁協で、アユを除く魚種については漁場が全く同じであるため、群馬漁協・両毛漁協に呈示する量を同じ量とする~~

~~・それぞれの漁協の呈示量(アユを除く魚種)については、過去2年間の両毛・群馬漁協の放流量の合計の平均の50%を2等分した数量とする~~

旧共第2号漁場

- ・ 令和5年9月1日の漁業権切替により、旧共第2号漁場に係る吾妻川の一部は共第4号漁場に統合された
- ・ 旧共第2号漁場における吾妻漁協の放流実績は共第4号漁場の実績として扱い、呈示量を算出する

旧共第9号漁場

- ・ 旧共第9号漁場は群馬漁協・両毛漁協に漁業権が免許されていたが、令和5年9月1日の漁業権切替により、両毛漁協に単独免許された
- ・ 共第9号漁場の呈示量は、両毛漁協の放流実績から呈示量を算出する

旧共第16号漁場

- ・ 令和5年9月1日の漁業権切替により、共第5号漁場に統合された
- ・ 旧共第16号漁場の放流実績は共第5号漁場の実績として扱い、呈示量を算出する

放流実績から増殖呈示量への換算基準

- アユ：成魚(kg)を稚魚(kg)と同量で換算する
 - ・稚魚(20g未満)→そのまま
 - ・成魚(20g以上)→そのまま

- ヤマメ：卵(粒)、成魚(kg)を稚魚(尾数)に換算する
人工産卵床の面積を設置数(か所)に換算する
 - ・卵(粒)→10粒で稚魚1尾と換算する
 - ・稚魚(20g未満)(尾)→そのまま
 - ・成魚(20g以上)(kg)→1kgで稚魚375尾と換算する
 - ・親魚(親魚放流用)(kg)→1kgで稚魚375尾と換算する
 - ・人工産卵床の面積(m²)→4m²で1か所と換算する

- イワナ：卵(粒)、成魚(kg)を稚魚(尾数)に換算する
人工産卵床の面積を設置数(か所)に換算する
 - ・卵(粒)→10粒で稚魚1尾と換算する
 - ・稚魚(20g未満)(尾)→そのまま
 - ・成魚(20g以上)(kg)→1kgで稚魚375尾と換算する
 - ・~~親魚(親魚放流用)(kg)→1kgで稚魚375尾と換算する~~
 - ・人工産卵床の面積(m²)→4m²で1か所と換算する

- マス類：成魚(kg)を稚魚(尾数)に換算する
 - ・稚魚(20g未満)(尾)→そのまま
 - ・成魚(20g以上)(kg)→1kgで稚魚375尾と換算する

- フナ：人工産卵床(m²)を種苗(kg)に換算する
 - ・人工産卵床(m²)→1m²を種苗1.9kgと換算する
 - ・種苗(kg)→そのまま

- ウグイ：人工産卵床の面積を設置数(か所)に換算する
 - ・人工産卵床の面積(m²)→4m²で1か所と換算する

- オイカワ：人工産卵床の面積を設置数(か所)に換算する
 - ・人工産卵床の面積(m²)→4m²で1か所と換算する

○ ワカサギ：卵（粒）が筒型ふ化器でほぼ確実にふ化した場合、放流量の6倍と換算する

- ・ シュロ枠を用いた卵放流 → 卵数（粒）
- ・ 筒型ふ化器を用いた卵放流 → 筒型ふ化器に収容した卵数（粒） × 6

〔 例：卵 200 万粒が筒型ふ化器でほぼ確実にふ化した時の換算
→ 200 万(粒) × 6 = 1200 万 (粒) 〕

○ カジカ：人工産卵床の個数（個）を設置数（か所）に換算する

- ・ 人工産卵床の個数（個） → 10個で1か所と換算する

令和5年増殖放流呈示量

魚種	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ (kg)	ナマズ (kg)
漁業協同組合	1,840	237,000	243,200			40	2	2	10		1,370	1		
利根1号														
利根15号		産卵床造成 1箇所												
阪東	170	72,500				1	1	1	1					
群馬3号	70	243,200				2	1	1	1	3				2
群馬9号	80	217,100	7,000			10	1	1	1		110	1		
吾妻2号	200	22,500	6,200			5	1	1	1					
吾妻4号		66,700	6,200				1							
上州5号	1,470	791,200	18,700			19	1	1	10	5	250			
上州16号				3,700		290					70			
烏川	130	18,700				18	1	1	4	10				
東毛3号	70	28,400				18	1	1	1	1				1
東毛8号						10	1	1	1					
両毛9号	70	217,100	7,000			10	1	1	1		110	1		
両毛10号	70	78,000	1,200			5	1	1	1		6,300	1		
神流川	30	35,800				512	1	1			13,500	1		
南甘	1,910	220,000	2,300				1		5			1		
上野村	1,220	867,400	201,800				1		5			1		
邑楽						1,125			8					13
近藤沼						575			3		180			
日向						500			5					
城沼						65			3		55		2	
赤城大沼						150					18,500			
標名湖				1,500		4	1				18,000			
合計	7,330	3,115,600	493,600	5,200		3,358	17	13	59	18	58,445	6	2	16

令和7年増殖呈示量について（仮呈示案）

1 趣旨

第五種共同漁業権では、漁業法第168条により免許を受けた漁業協同組合に漁業種類として漁場計画に記載された魚種（漁業権対象魚種）の増殖を行うことが義務づけられている。

令和7年は増殖呈示量の見直し時期にあたるため、令和7年3月に各漁業協同組合に提示する前に、内水面漁場管理委員会で熟慮した上で決定したい。

2 呈示量の計算

次の①と②の条件を呈示し、両方満たした場合に増殖呈示量を達成したとみなす。

①令和6年増殖計画の増殖量8割を基本とし、呈示量とする。

令和〇年及び令和〇年の2年間の増殖量の平均の50%以上を呈示量とする。

なお、呈示量を満たしていないものについては、呈示量の2倍量を放流したものと呈示量を算出することとする。

②前年の行使料及び遊漁料収入の合計の30%以上（湖沼を主要漁場とする漁協※は20%以上）を放流種苗費として支出すること。

※湖沼を主要漁場とする漁協

近藤沼漁協、日向漁協、城沼漁協、榛名湖漁協、赤城大沼漁協

なお、①については、漁場の状況等により調整を可能とし、魚種によっては底打ち対策を行う。そして、令和5年第5回漁場管理委員会で具体的な数値を示し、漁協に仮呈示する。その後、各漁協の調整を得て、令和6年第1回漁場管理委員会で考え方等を改めて審議する。

また、近年は、漁協の経営状況の変動が大きいため、令和7年以降の呈示量の見直しは2年後の令和9年に行う。

3 呈示量の未達成の取扱い

呈示量を満たしていない漁協の水産動物については、漁場全般において長期的な影響を及ぼす災害や事故の発生、生産事情により種苗の入手が困難等の理由から内水面漁場委員会でやむを得ないと判断した場合を除き、文書等による指導を実施する。

4 増殖方法別の留意事項

(1) 放流種苗（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）

放流種苗は魚病の侵入の防止および水産動物の遺伝資源の保全のため、できる限り在来（群馬県）の系統を放流するものとする。

ウナギについては、放流種苗に異種ウナギ（ビガーラ種やロストラータ種等）が混入しているとニホンウナギに悪影響を与える可能性があることから、異種ウナギが放流されることのないように十分注意する。

また、ドジョウについても、外来種（カラドジョウ）が混入していると在来種に悪影響を与える可能性があることから、カラドジョウの混入に十分注意する。

なお、親魚放流を行う場合は、雌親魚1尾の損失が増殖効果を著しく低下させることから、水産試験場の技術指導を受けること。

(2) 人工産卵床

人工産卵床の増殖効果を上げるためには造成場所の選定や造成方法が重要であり、親魚や他魚種の生息状況や造成場所の環境条件によっては期待した効果を得られない可能性もあることから、人工産卵床を造成する場合には水産試験場の技術指導を受けるのが望ましい。また、人工産卵床造成後も管理を継続して行い、造成場所や産卵行動の有無等の記録を必ず残すこと。

5 各水産動物の呈示方法及び換算

(1) アユ

ア 水産動物 アユ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・稚魚（魚体重 20g 未満）と成魚（魚体重 20g 以上）の放流を増殖方法とし重量(kg)で呈示を行う

(2) マス類

ア 水産動物 マス類（ヤマメ、イワナ、ニジマス等）

イ 増殖方法 種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・種苗放流（稚魚（35g 未満）、成魚（35g 以上）、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成を増殖方法とし、稚魚尾数（尾）で呈示を行う
- ・成魚（kg）で放流した場合については、水産庁研究報告書「地域の状況を踏まえた効果的な増殖手法開発事業研究報告書」を参考に、以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{成魚} \cdot \text{親魚} (1\text{kg}) = \text{稚魚} (1000\text{尾})$$

- ・ヤマメの親魚放流用の親魚（kg）を放流した場合については、成魚（kg）と同様の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

- ・ヤマメ、イワナを発眼卵で放流した場合については以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{発眼卵（10粒）} = \text{稚魚（7尾）}$$

- ・人工産卵床造成については、水産庁発行「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により換算する。

$$\text{人工産卵床（4 m}^2\text{）} = 1 \text{ か所}$$

- ・人工産卵床でのみ増殖を行う場合、増殖呈示量は最低2か所以上とする
- ・ヤマメ及びイワナ以外のマス類を増殖する共第5号及び共第17号漁場については、ニジマス稚魚（尾）の増殖呈示量を最低2万尾以上とする

(3) コイ

ア 水産動物 コイ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流によりコイヘルペスウイルス病まん延が拡大する可能性があるため、種苗放流は自粛を引き続き継続して要請する
- ・増殖を希望する場合は、人工産卵床の造成による増殖方法が確立されているため、人工産卵床の造成について技術指導することが可能だが、呈示量としては示さない

(4) フナ

ア 水産動物 フナ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・人工産卵床造成については、水産庁発行「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により重量(kg)に換算する

$$\text{人工産卵床（1 m}^2\text{）} = \text{重量（1.9kg）}$$

- ・増殖呈示量は最低5kg以上とする

(5) ウグイ

ア 水産動物 ウグイ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成、(種苗放流)

ウ 考え方

- ・ 県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈示を行う

人工産卵床(4 m²) = 1 か所

- ・ 増殖呈示量は最低1か所以上とする
- ・ なお、河川に親魚がない、もしくは、人工産卵床を造成に適した場所がない場合は、委員会が承認することで、種苗放流の放流量も以下のとおり呈示量に換算することができる

人工産卵床(1 m²) = 重量(9 kg)

(6) オイカワ

ア 水産動物 オイカワ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・ 放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈示を行う

人工産卵床(4 m²) = 1 か所

- ・ 増殖呈示量は最低2か所以上とする

(7) ウナギ

ア 水産動物 ウナギ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・ 重量(kg)で呈示を行う
- ・ 増殖呈示量は最低5kg以上とする

(8) ドジョウ

ア 水産動物 ドジョウ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・ 重量(kg)で呈示を行う
- ・ 増殖呈示量は5kg以上とする

(9) ワカサギ

ア 水産動物 ワカサギ

イ 増殖方法 卵放流（シュロ枠使用）、仔魚放流（筒型ふ化器使用）

ウ 考え方

- ・卵数（粒）で呈示を行う
- ・仔魚放流（筒型ふ化器）は、卵放流（シュロ枠）に比べて増殖効果が高いことが群馬県水産試験場の研究成果から明らかになっている（筒型ふ化器：87.3%、シュロ枠：14.6%）
- ・仔魚放流（筒型ふ化器使用）した場合には、研究成果を参考に、以下の計算式により卵（粒）が放流されたものと換算する

$$\text{卵数（粒）} = \text{筒型ふ化器に收容した卵数（粒）} \times 6$$

(10) カジカ

ア 水産動物 カジカ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成（か所）で呈示を行う

$$\text{人工産卵床（10個）} = 1 \text{か所}$$

- ・増殖呈示量は2か所以上とする

(11) モツゴ

ア 水産動物 モツゴ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・増殖呈示量は5kg以上とする

(12) ナマズ

ア 水産動物 ナマズ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・増殖呈示量は5kg以上とする

放流実績から増殖呈示量への換算基準

- アユ：成魚(kg)を稚魚(kg)と同量で換算する
 - ・稚魚(20g未満) →そのまま
 - ・成魚(20g以上) →そのまま

- ヤマメ：卵(粒)、成魚(kg)を稚魚(尾数)に換算する
人工産卵床の面積を設置数(か所)に換算する
 - ・卵(粒) →10粒で稚魚7尾と換算する
 - ・稚魚(35g未満)(尾) →そのまま
 - ・成魚(35g以上)(kg) →1kgで稚魚1,000尾と換算する
 - ・親魚(親魚放流用)(kg) →1kgで稚魚1,000尾と換算する
 - ・人工産卵床の面積(m²) →4m²で1か所と換算する

- イワナ：卵(粒)、成魚(kg)を稚魚(尾数)に換算する
人工産卵床の面積を設置数(か所)に換算する
 - ・卵(粒) →10粒で稚魚7尾と換算する
 - ・稚魚(35g未満)(尾) →そのまま
 - ・成魚(35g以上)(kg) →1kgで稚魚1,000尾と換算する
 - ・人工産卵床の面積(m²) →4m²で1か所と換算する

- マス類：成魚(kg)を稚魚(尾数)に換算する
 - ・稚魚(35g未満)(尾) →そのまま
 - ・成魚(35g以上)(kg) →1kgで稚魚1,000尾と換算する

- フナ：人工産卵床(m²)を種苗(kg)に換算する
 - ・人工産卵床(m²) →1m²を種苗1.9kgと換算する
 - ・種苗(kg) →そのまま

- ウグイ：人工産卵床の面積を設置数(か所)に換算する
 - ・人工産卵床の面積(m²) →4m²で1か所と換算する
 - ・委員会が承認した場合
種苗(kg) →9kgで1m²

- オイカワ：人工産卵床の面積を設置数(か所)に換算する
 - ・人工産卵床の面積(m²) →4m²で1か所と換算する

○ ワカサギ：筒型ふ化器を利用した卵数（粒）を6倍に換算する。

- ・ シュロ枠を用いた卵放流 → 卵数（粒）
- ・ 筒型ふ化器を用いた仔魚放流 → 筒型ふ化器に収容した卵数（粒） × 6

〔 例：卵 200 万粒が筒型ふ化器でほぼ確実にふ化した時の換算
→ 200 万 (粒) × 6 = 1200 万 (粒) 〕

○ カジカ：人工産卵床の個数（個）を設置数（か所）に換算する

- ・ 人工産卵床の個数（個） → 10個で1か所と換算する